

上信越高原国立公園
(志賀高原地域)

公園区域及び公園計画変更書
[再検討]

(環境省原案)

平成 年 月 日

環 境 省

目 次

第1	公園区域の変更	1
1	変更理由	1
2	指定理由の変更内容	2
3	地域の概要の変更内容	4
第2	公園計画の変更	15
1	変更理由	15
2	基本方針の内容変更	16
3	規制計画の変更内容	20
	(1) 保護規制計画及び関連事項	20
	ア 特別地域	20
	(ア) 特別保護地区	22
	(イ) 第1種特別地域	24
	(ウ) 第2種特別地域	27
	(エ) 第3種特別地域	30
	イ 関連事項	45
	(ア) 乗入れ規制区域及び期間	45
	(イ) 普通地域	47
	ウ 面積内訳	49
4	事業計画の変更内容	51
	(1) 施設計画	51
	ア 利用施設計画	51
	(ア) 集団施設地区	51
	(イ) 単独施設	54
	(ウ) 道路	56
	a 車道	56
	b 歩道	57
	(エ) 運輸施設	59
5	参考事項の変更内容	70
	(1) 過去の経緯	70

第1 公園区域の変更

1 変更理由

上信越高原国立公園は、群馬県、長野県及び新潟県の3県の県境にそびえる標高2,000m級の山々を中心とした公園である。昭和24年9月7日に、志賀高原地域、谷川・苗場地域、草津・万座・浅間地域などの東部地域が国立公園に指定され、昭和31年7月10日に、妙高・戸隠地域の西部地域が追加指定された。その後、平成27年3月27日に西部地域が「妙高戸隠連山国立公園」として分離・独立し、現在に至っている。

志賀高原地域は、昭和24年の指定以来、公園区域及び公園計画の全般的な見直し（以下、「再検討」とする。）が行われていなかったが、大規模土地所有者をはじめとした地域の関係者及び関係自治体の同意を経て、自然的及び社会的状況の変化を踏まえ、本地域の風致景観の保全と適正な利用の増進を図るため、再検討を行うものである。

なお、この公園計画の変更においては公園区域線の明確化等を行うものの、公園区域の変更は生じない。

2 指定理由の変更内容

指定理由を次のとおり変更する。

(表 1：指定理由変更表)

変更後	変更前
<p>1 上信越高原国立公園の指定理由</p> <p>① 景観（同一風景中、我が国の風景を代表する傑出した自然の風景地）</p> <p>上信越高原国立公園は、その名が示すとおり群馬県、長野県及び新潟県の3県の県境にまたがる国立公園であり、浅間山、四阿山、白根山及び岩菅山等の火山群やそれらの山麓の火山性高原をはじめとして、谷川連峰等の構造山地に、巨大な溶岩台地である苗場山の地域等を合わせ、我が国を代表する山岳及び高原景観地として、面積約15万haの範囲が昭和24年9月7日に国立公園に指定された。これに妙高、戸隠、野尻湖一帯の面積約4万haの地域が昭和31年7月10日に追加指定され、その後、平成27年3月27日に妙高、戸隠、野尻湖一帯の面積約4万haが「妙高戸隠連山国立公園」として分離独立し現在の区域となっている。</p> <p>本地域は、成層火山やカルデラ、火山性高原等の火山活動により様々な地形と、氷食による断崖・岸壁や蛇紋岩植生が見られる非火山性構造山地等を有し、我が国の風景を代表する傑出した自然の風景地である。</p> <p>② 規模（区域面積が原則として3万ha以上）</p> <p>本国立公園の区域面積は148,194haである。</p> <p>※苗場地域が再検討未了のため、正確な面積については今後大きく変わらう。</p> <p>③ 自然性（原生的な景観核心地域が原則として約2,000ha以上）</p> <p>本国立公園の原生的な景観の核心地域は17,741haであり、その区域面</p>	<p>(※指定当初の公園計画書が現存しないため、以下の各項目は無し。指定は、昭和24年9月7日厚生省告示第183号)</p>

積は 2,000ha を超える。

④ 利用（多人数による利用が可能）

平成 10 年に開催された冬季オリンピック・パラリンピック長野大会の会場となるなど、上質な雪質を利用したスキー場が早くから開発されているほか、数多くの温泉が知られている。グリーンシーズンにおいては湿原や湖沼周辺の散策をはじめ、登山者で賑わい、林間学校等の環境教育の場としても利用されているなど、全国の国立公園の中でも利用に重きが置かれた公園管理がなされている。

以上、「国立公園及び国定公園の候補地の選定及び指定要領（平成 25 年 5 月 17 日付け環自国発第 1305171 号 環境省自然環境局長通知）」に記載される要件を満たすことから、本地域を国立公園に指定する。

また、本国立公園のテーマを「山と高原が彩るレクリエーションワールド」とし、成層火山やカルデラ、火山性高原等の火山活動による様々な地形と、氷食による断崖・岩壁や蛇紋岩^{じゅうもんがん}植生が見られる非火山性構造山地の景観要素からなる風致景観を保全し、これらの風致景観を活かして行われる多種多様な利用を適切に推進する国立公園を目指す。

3 地域の概要の変更内容

地域の概要を次のとおり変更する。

(表 2：地域概要変更表)

変更後	変更前
<p>2 上信越高原国立公園志賀高原地域の概要</p> <p>(1) 景観の特性</p> <p>ア 地形・地質</p> <p>本地域は、その中心に標高 2,035.7mの志賀山をはじめ、鉢山、笠ヶ岳、東館山等が近接し、南は横手山から白根山方面に連なり、北東は岩菅山及び本地域で最高峰である裏岩菅山、北方は焼額山からカヤノ平を経て毛無山へと連なり、北北東には雑魚川を隔てて台倉山から遠見山の稜線が鳥甲山まで連なる起伏に富んだ地形である。</p> <p>志賀高原の中核に位置する志賀山の噴出物等は下流の谷を埋め、その後の浸食を受けて幕岩等の急崖や澗満滝、鳴洞滝を形成している。火山活動の結果、形成されたカルデラでは凹凸が生じ、多数の池及び湿原が創生された。岩菅山の南東域では、魚野川が岩菅山南東側を開析して両岸が切り立ったV字峡谷が形成され、また、カヤノ平は本地域では珍しい噴出物に起因した平坦な地形を呈している。</p> <p>また、本地域は降雪量が多いことから、標高 2,000m前後の山地には降雪による地形が形成されている。例えば岩菅山稜線東側では積雪に起因するカール地形、鳥甲山東壁急斜面には雪崩で形成されるアバランチシュートが特徴的である。</p> <p>本地域は、新第三紀中新世のグリーンタフと呼ばれる緑色凝灰岩類を基盤とし、その上位を第三紀鮮新世の高井火山岩類が被覆している。さらに第四紀更新世前～中期の火山活動による噴出物が火山の形状を一部で残して被覆する。噴出物の多くは安山岩質であるが、玄武岩質から石英</p>	<p>(1) 景観の特性</p> <p>ア 地形、地質</p> <p>(※項目無し)</p>

変更後	変更前
<p>安山岩質まで変化に富む。また、魚野川流域のうち、低標高域は本地域の基盤をなす第三紀中新世のグリーンタフと呼ばれる変質を受けた海底火山噴出物及び深海底堆積物が見られ、山体の高標高域は基盤岩を広く被覆する安山岩等の火山岩類である。</p> <p>注目すべき地形・地質として、志賀山の噴火によって形成された渦巻き溶岩流のほか、溶岩が冷え固まる際に生じる柱状節理があり、本地域西側を流下する角間川の浸食により露頭した急崖である幕岩のほか、岩菅山の山稜下部や、鳥甲山南東部の急崖である布岩<small>ぬのいわ</small>や稜線の東側急斜面部に見られる。</p> <p>イ 植生</p> <p>本地域は、日本海に近く、標高が 1,000m以上の地域に位置することから、比較的標高域のブナ、ナラ等を中心とした植生から、高標高域のオオシラビソやコメツガ等の針葉樹林、並びに広葉樹のダケカンバまで連続的な分布が見られる。また、標高 2,000m付近の稜線等ではハイマツ帯が見られ、森林限界より高標高域では高山植物の群落が形成されている。</p> <p>岩菅山南東の魚野川源流域には手つかずの状態に残されている広大なブナまたはオオシラビソ等の原生林が広がっているほか、岩菅山から裏岩菅山にかけての稜線部に見られるお花畑には、ハクサンコザクラ等の高山植物が見られ、貴重な景観要素を有している。岩菅山の東側斜面では、頻繁に発生する雪崩に起因する低木群落が見られ、高山帯と合わせてジョウシュウオニアザミ、ホソバコゴメグサ等の分布範囲の極めて狭い草本類の生育地となっている。</p> <p>岩菅山の北西斜面の崖地には、本地域では珍しいイチョウシダ等の希少</p>	<p>イ 植生</p> <p>(※項目無し)</p>

変更後	変更前
<p>な石灰岩植物が見られ、多様性に富んだ植物相が認められる。</p> <p>その他、本地域で特筆すべきものとして、志賀山周辺の地域における高層湿原が挙げられる。火山活動により無数の凹地が形成されたことで大小様々な池及び高層湿原が形成されており、いずれも貴重な湿性植物が生育している。特に、北ドブ湿原には分布が南限に当たるチシマウスバスマレ、オオバタチツボスマレの2種が生育しており、植物地理学上も極めて重要である。</p> <p>ウ 野生生物</p> <p>本地域周辺では、オコジョやツキノワグマ、カモシカといった哺乳類から、森林性鳥類、河川や湖沼に生息する両生類・爬虫類や魚類、昆虫類等まで、複雑な山岳環境下に多種多様な生物の生息が見られる。特に、国内希少野生動植物種に指定されているイヌワシは、本地域内に複数個体の生息が確認されており、本地域の豊かな自然環境の指標であるといえる。また、雑魚川及び魚野川源流域に生息する在来イワナ個体群は、志賀高原漁業協同組合の長年の保全活動により、現在でも流域単位の遺伝的固有性を保持している。岩菅山の高山帯及び雪崩草地、魚野川源流域のブナ林内のギャップ等に成立する草地は、ベニヒカゲ等の高山性蝶類、オオゴマシジミ等の希少なシジミ類の生息地となっている。</p> <p>エ 自然現象</p> <p>本地域周辺では、火山及び気象、水象に関する特徴的な自然現象が見られる。本地域の南西部に位置する^{じごくだに}地獄谷温泉は^{かくまがわ}角間川の河床から湧出し、</p>	<p>ウ 野生生物</p> <p>(※項目無し)</p> <p>エ 自然現象</p> <p>(※項目無し)</p>

変更後	変更前
<p>北東境界付近に位置する切明温泉^{きりあけ}は魚野川と雑魚川の合流地点付近の河床から湧出する。また、渋^{しぶ}の地獄谷噴泉は、国の天然記念物の指定を受けている。</p> <p>本地域は標高が高く、厳冬期には気温が日中でも氷点下となるため、標高の高い場所に生育する主として落葉広葉樹の枝に霧氷が形成されやすい。樹氷については、厳冬期にオオシラビソに過冷却の水滴が当たることで形成されるが、本地域では横手山山頂付近で特に樹氷が観察される。また、湧水については、切り立った溶岩の急崖等から亀裂を介して起こるほか、溶岩端部等でも見られる。特に、澗満滝脇の湧水を導水する沓内名水公園^{くつうちめいすいこうえん}内や大沼池入口付近の清水名水公園^{しみず}内等は、地元においても湧水を得られる場所として良く知られ、湧き出た沢水などは志賀高原内の飲料水になっている。さらに、今も数多くの灌漑用水路が残り、麓の農業用水や山ノ内町全体の飲料水になるなど利用されている。</p> <p>オ 文化景観その他の特殊景観</p> <p>国指定の天然記念物として、志賀高原石の湯のゲンジボタル生息地と渋^{しぶ}の地獄谷噴泉が指定されている。建築物は本地域内での指定はないが、志賀高原の麓に位置する湯田中渋温泉地^{ゆだなかしぶ}（公園区域外）の複数の旅館が有形文化財として登録されている。</p> <p>文化財等の指定は受けていないものの、旧志賀高原ホテル（現志賀高原歴史記念館）は、日本最初のスキー用本格的ホテルとしてドイツ人の指導で建てられたもので、大暖炉、ステンドグラス等は昭和初期の和洋を調和させた建造物として優れており、志賀高原の歴史を知る上でも重要である。</p>	<p>オ 文化景観その他特殊景観 （※項目無し）</p>

変更後	変更前
<p>(2) 利用の現況</p> <p>本地域の利用者数は、「平成 28 年観光地利用者統計調査結果(長野県)」によると、平成 28 年は 2,240,300 人であり、このうち 7 月から 8 月にかけての利用者数は 683,800 人である。また、「平成 28-29 年スキー・スケート場の利用者統計調査結果(長野県)」によると、平成 28 年から 29 年にかけてのスキー場の利用者数は 980,000 人であり、北信地域における利用者数の約 4 割を占めている。本地域では、スキー場の利用者数に次いで夏期の利用者数が多い。夏季の利用においては、湿原周辺のトレッキング、登山、林間学校などが主要なものとして挙げられ、本地域の自然資源を活かした利用形態が多く取られている。</p> <p>本地域はこれまでの団体スキーや団体旅行という観光形態から、より魅力的で滞在日数の多い、様々なアクティビティを楽しむことができる旅行形態への変化を模索しており、特に夏季におけるスキー場利用や様々な湖沼におけるアクティビティ利用が計画されつつあるのも特徴であるほか、これまで遊漁が主であった雑魚川等においてもカヤックやキャニオニング等新たな取組が見られるようになってきている。</p> <p>(3) 社会経済的背景</p> <p>ア 土地所有別</p> <p>本地域は、公園区域 24,986ha のうち、国有地 12,181ha (48.8%)、公有地 2,016ha (8.1%)、私有地 10,789ha (43.2%) であり、国有地の占める割合が一番大きいものの、民有地の占める割合が比較的大きく、主な利用の拠点を形成しているのが特徴である。これは、麓の湯田中渋温泉地区の方々の入会地として管理されてきた土地であり、現在でも主に 2 つの一般財団法人により管理されている。</p>	<p>(2) 利用の現況</p> <p>(※項目無し)</p> <p>(3) 社会経済的背景</p> <p>ア 土地所有別</p> <p>(※項目無し)</p>

変更後				変更前	
イ 人口及び産業 本地域に係る各町村の世帯数及び人口は、「平成 27 年国勢調査結果（総務省）」によると次のとおりである。				イ 人口及び産業 （※項目無し）	
県名	町村名	世帯数（世帯）	人口（人）		
長野県	山ノ内町	4,465	12,429		
	木島平村	1,564	4,658		
	野沢温泉村	1,159	3,479		
	栄村	775	1,953		
平成 22 年調査と平成 27 年調査の比較では、全ての町村で人口及び世帯数が横ばいないし減少となっている。 本地域の主要な産業は、スキー場や旅館経営等の観光業である。					

変更後				変更前			
ウ 権利制限関係 (ア) 保安林 (国有林)				ウ 権利制限関係 (※項目無し)			
種 類	位 置	重複面積 (ha)	指定年月日				
水源かん養	長野県下高井郡 山ノ内町地内	5,581	不明				
	長野県下高井郡 木島平村地内	4,421	不明				
	下水内郡栄村地 内	1,720	不明				
土砂流出防備	長野県下高井郡 木島村地内	254	不明				
保健	長野県下高井郡 木島平村地内	130	不明				
<p>(同一箇所でも 2 種類以上の保安林に指定されているものについては、種類別にとりまとめた。)</p>							

変更後				変更前			
(民有林)							
種 類	位 置	重複面積 (ha)	指定年月日				
水源かん養	長野県下高井郡 山ノ内町地内	2,112	不明				
土砂流出防備	長野県下高井郡 山ノ内町地内	688	不明				
	下水内郡栄村地 内	151	不明				
土砂崩壊防備	長野県下高井郡 山ノ内町地内	4	不明				
保健	長野県下高井郡 山ノ内町地内	635	不明				
風致	長野県下高井郡 山ノ内町地内	36	不明				

変更後				変更前			
(イ) 鳥獣保護区 (県指定)							
種 類	位 置	重複面積 (ha)	当初指定年月 日				
地獄谷鳥獣保 護区	長野県下高井郡 山ノ内町地内	600	昭和 31 年 10 月 31 日				
焼額鳥獣保護 区	長野県下高井郡 山ノ内町地内	944	昭和 36 年 10 月 31 日				
安南平鳥獣保 護区	長野県下高井郡 山ノ内町地内	650	昭和 28 年 10 月 31 日				
志賀高原鳥獣 保護区 (うち特別保 護地区)	長野県下高井郡 山ノ内町地内	3,402 1,138	昭和 30 年 10 月 31 日				

変更後				変更前			
(ウ) 史跡名勝天然記念物							
区 分	名 称	位 置	指定年月日				
国指定天然 記念物	志賀高原石の湯 のゲンジボタル 生息地	長野県下高井郡山 ノ内町地内	平成 20 年 3 月 28 日				
	渋の地獄谷噴泉	長野県下高井郡山 ノ内町地内	昭 和 2 年 4 月 8 日				
	イヌワシ	地域を定めず指定	昭 和 40 年 5 月 12 日				
	ヤマネ	地域を定めず指定	昭 和 50 年 6 月 26 日				
国指定特別 天然記念物	カモシカ	地域を定めず指定	昭 和 30 年 2 月 15 日				
県指定天然 記念物	四十八池湿原	長野県下高井郡山 ノ内町地内	昭 和 48 年 3 月 12 日				
	田ノ原湿原	長野県下高井郡山 ノ内町地内	昭 和 48 年 3 月 12 日				
	一の瀬のシナノ キ	長野県下高井郡山 ノ内町地内	平 成 13 年 3 月 29 日				
	ホンドオコジョ	地域を定めず指定 (長野県)	昭 和 50 年 11 月 4 日				
	ホンシュウモモ ンガ	地域を定めず指定 (長野県)	昭 和 50 年 11 月 4 日				

変更後				変更前			
	ベニヒカゲ	地域を定めず指定 (長野県)	昭和 50 年 2 月 24 日				
	ミヤマモンキチ ョウ	地域を定めず指定 (長野県)	昭和 50 年 2 月 24 日				
町指定天然 記念物	地獄谷のサル	長野県下高井郡山 ノ内町地内	昭和 47 年 3 月 1 日				
	地獄谷のヒメギ フチョウ	長野県下高井郡山 ノ内町地内	昭和 49 年 5 月 3 日				
	稚児池湿原	長野県下高井郡山 ノ内町地内	昭和 51 年 10 月 30 日				
	田ノ原の天然カ ラマツ	長野県下高井郡山 ノ内町地内	昭和 55 年 3 月 22 日				
	ニホンリス	地域を定めず指定 (山ノ内町)	昭和 49 年 5 月 3 日				
町指定名勝	潤満滝	長野県下高井郡山 ノ内町地内	昭和 55 年 3 月 22 日				
	幕岩	長野県下高井郡山 ノ内町地内	昭和 55 年 3 月 22 日				
村指定天然 記念物	カヤの平北湿原 (北ドブ)	長野県下高井郡木 島平村地内	昭和 60 年 1 月 5 日				
	カヤの平南湿原 (南ドブ)	長野県下高井郡木 島平村地内	昭和 60 年 1 月 5 日				

第2 公園計画の変更

1 変更理由

上信越高原国立公園は、浅間山、四阿山、白根山、岩菅山等の火山群やそれらの山麓の火山性高原、谷川連峰等の構造山地に、巨大な溶岩台地である苗場山の地域等を合わせ、我が国を代表する山岳及び高原景観地として、昭和24年9月7日に国立公園に指定された。その後、本公園志賀高原地域については再検討が行われていない。指定後68年が経過しており、以下に示すように公園利用のあり方の変化等が生じているほか、希少な動植物の新たな分布域の知見が得られており、指定当時から本地域を取り巻く状況が大きく変化している。

国立公園の利用面においては、近年の山岳観光ブーム等による新たなアクティビティニーズの高まりなど、夏季における利用状況の変化や外国人観光客による利用の多様化が顕著になってきている。そのため、これまで想定されなかった開発等が行われ、優れた自然景観が損なわれる懸念も生じている。加えて、夏季利用の増加に伴う新たなアクティビティの導入などに対応していない利用施設計画があるなど、地域の実情と現行の公園計画との間に齟齬が生じている。

住民の生活圏においては、この地域において古くから国立公園としての街並みが管理されてきたことを活かし、地域一体となって優れた景観を作りあげることが目指されている。街づくりの基本となる管理運営計画や地域住民が主体的に景観作りに参加できる地域ルールの作成などを、地域や観光協会などと協働で検討することとしており、大規模土地所有者から得られている合意の流れも受け、再検討をきっかけとして国立公園の保護・利用の充実を図り、地域の活性化に繋げていこうとする機運が高まっている。

今回、希少な動植物の生息・生育状況を新たな知見を含めて取りまとめたところ、多雪地で手つかずの原生的な自然が残る環境から、里山的環境まで多様な環境が混在しており、全国的にみても昆虫類をはじめとして志賀高原地域への分布依存度が高いことがわかってきている。現行の保護規制計画ではそれら希少種の生息・生育を可能とする風致景観・生態系への悪影響を防ぐことが困難な地区があることが明らかとなっている。

また、人と自然とのつながりにおいても変化が生まれている。かつての志賀高原地域の自然環境へのアプローチはスキー場造成等の大規模開発が主であった。しかし、近年はユネスコエコパークやジオパークへの登録が進められているほか、魚野川の源流部など流域単位の遺伝的多様性を保持しているイワナの生息地と水源地を守りたいという地元漁業協同組合からの要望も挙がっているなど、地域における自然環境の保全意識が高まり、自然環境そのものの価値を見直して評価する新たな取組が行われている。

これらのことから、当該地域を取り巻く諸状況の変化に対応し、より適切な管理運営の実現により国立公園内の保護と利用の更なる充実を図るため、公園計画の再検討を行うものである。

2 基本方針の内容変更

基本方針を次のとおり変更する。

(表 3：基本方針変更表)

変更後	変更前
<p>1 基本方針</p> <p>上信越高原国立公園は、浅間山、四阿山、白根山、岩菅山等の火山群やそれらの山麓の火山性高原、谷川連峰等の構造山地に、巨大な溶岩台地である苗場山の地域等を合わせ、我が国を代表する山岳及び高原景観地である。</p> <p>志賀高原地域は、長野県北東部の群馬県との県境部に位置し、笠ヶ岳、岩菅山等に代表される 2,000m級の山々、火山起源の地質からなる高原及び雑魚川、魚野川が開析した溪谷等を含む地域である。本地域は、これらの異なるタイプの地形・地質要素が集まることで広大な高原景観が作り出されており、火山を起源としたカルデラ内の緩斜面等に多数点在做する大小の池や高層湿原、魚野川源流域一帯の手つかずの広大なブナまたはオオシラビソの原生林等と相まって、一体的な傑出した景観を作り出している。</p> <p>本地域が有する風致景観の現況を踏まえながら、その保全と適切な利用の推進を図るため、以下の方針により公園計画を定めるものとする。</p> <p>(1) 規制計画</p> <p>ア 特別地域</p> <p>(ア) 特別保護地区</p> <p>火山を起源としたカルデラ内の緩斜面等に多数点在做する大小の池や高層湿原を有する志賀山は、志賀高原を象徴する類い稀な山岳景観を形成する。また、樹齡 200 年を越す原生的なブナ・ミズ</p>	<p>(※指定当初の公園計画書が現存しない。指定は、昭和 24 年 9 月 7 日厚生省告示第 183 号)</p>

変更後	変更前
<p>ナラ林がまとまった面積で残され原生的な状態を保持している魚野川源流域においては、貴重な自然環境を保持している地域である。これらは本地域の核心部分に当たることから、特に嚴重に景觀の保護を図るために特別保護地区とする。</p> <p>(イ) 第1種特別地域</p> <p>魚野川源流域のうち高標高域でオオシラビソを中心とした亜高山帯針葉樹林が分布する地区、特徴的な山岳景觀が見られ高山植生等の貴重な自然を有する岩菅山、鳥甲山、笠ヶ岳等の地区、西館山西斜面でブナ高齢林が分布する地区及び分布の南限となるスミレ類等の貴重な湿原植物が生育する北ドブ湿原は、良好な風致を保持している。これらの地区は特別地域のうちでは風致を維持する必要が最も高く、現在の風致を極力保護することが必要な第1種特別地域とする。</p> <p>(ウ) 第2種特別地域</p> <p>北ドブ湿原の集水域、ブナの天然林などの良好な風致を示す地域及び一の瀬、高天ヶ原、琵琶池など利用上重要な土地とその周辺地で、現在の風致を保護する必要がある地域を第2種特別地域とする。</p> <p>(エ) 第3種特別地域</p> <p>上記の地域と一体となって風致を形成している地域、人工林や二次林を主体とした地域について、風致に重大な影響を及ぼさない範囲でこれらの土地利用と調整しつつ、風致の維持を図る必要</p>	

変更後	変更前
<p>のある地域を第3種特別地域とする。</p> <p>(2) 施設計画</p> <p>イ 利用施設計画</p> <p>(ア) 集団施設地区</p> <p>周囲の湖沼や湿原の自然探勝、岩菅山等への登山の拠点として、効果的な利用施設の整備が必要であることから、集団施設地区に指定し、適切な整備方針等を定める。また、地区内に整備計画区を計画する。</p> <p>(イ) 単独施設</p> <p>本地域の特色である個性的な山岳景観や高原・湖沼景観を採勝するため、山岳地域及び山麓・山間に位置する高原地域において、適切な利用の推進が図られるよう、バランス良く計画を配置する。</p> <p>計画にあたっては、利用状況を踏まえ公園利用上必要な施設について、事業実施の可能性や施設整備による風致景観への影響を考慮し、適切な種別の計画を位置づける。</p> <p>(ウ) 道路（車道）</p> <p>集団施設地区への到達路や公園の利用地点を繋ぐ車道のうち、公園利用上必要な路線を位置づける。</p> <p>(エ) 道路（歩道）</p> <p>本地域の特色である個性的な山岳について、適正な利用を推進するために各山岳の特性に応じた、登山道としての歩道を計画す</p>	

変更後	変更前
<p>る。また、山麓・山間に位置する高原やそこに点在する湖沼を利用するため、自然探勝路としての歩道を計画する。さらに、公園全体や公園内外の歩く利用に対応するため、利用拠点を繋ぐよう広域的に歩道を計画する。</p> <p>(オ) 運輸施設</p> <p>スキー場等における夏季の自然探勝や展望利用を行うため、索道運送施設を計画する。</p> <p>なお、路線等線的な広がりをもつ施設計画については、集団施設地区内においても、その位置を示すことを目的として、公園計画上に位置づけるものとする。</p>	

3 規制計画の変更内容

(1) 保護規制計画及び関連事項

ア 特別地域

特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表 4：特別地域変更表)

都道府 県名	変更後		変更前	
	区 域	面積 (ha)	区 域	面積 (ha)
長野県	下高井郡山ノ内町内 国有林北信森林管理署 30 林班から 49 林班 まで及び 176 林班の全部 下高井郡山ノ内町 大字平穏、大字夜間瀬、大字佐野の各一部	17,338 〔国 5,584〕 〔公 1,965〕 〔私 9,789〕	下高井郡山ノ内町内 国有林北信森林管理署 176 林班の全部並びに 41 林班から 44 林班まで、47 林班及び 49 林班 の各一部 下高井郡山ノ内町 大字平穏、大字佐野の各一部	4,821 〔国 1,079〕 〔公 0〕 〔私 3,742〕
	下高井郡木島平村内 国有林北信森林管理署 59 林班の全部並びに 54 林班から 58 林班まで、60 林班から 64 林 班まで、142 林班から 145 林班まで及び 152 林班から 156 林班までの各一部 下高井郡木島平村 大字上木島の一部	1,933 〔国 1,928〕 〔公 5〕 〔私 0〕		0 〔国 0〕 〔公 0〕 〔私 0〕
	下高井郡野沢温泉村内 国有林北信森林管理署 127 林班から 130 林 班までの各一部	208 〔国 208〕 〔公 0〕 〔私 0〕		0 〔国 0〕 〔公 0〕 〔私 0〕

都道府 県名	変更後		変更前	
	区 域	面積 (ha)	区 域	面積 (ha)
長野県	下水内郡栄村内 国有林北信森林管理署 50 林班及び 51 林班 の全部並びに 52 林班から 55 林班まで、121 林班から 124 林班まで、126 林班及び 127 林 班の各一部 下水内郡栄村 大字塚の一部	1,690		0
		〔国 1,539〕		〔国 0〕
		〔公 37〕		〔公 0〕
		〔私 114〕		〔私 0〕
			変更部分面積計	16,349 〔国 8,181〕 〔公 2,006〕 〔私 6,161〕
			変更前 特別地域面積	4,821 〔国 1,079〕 〔公 0〕 〔私 3,742〕
			変更後 特別地域面積	21,170 〔国 9,260〕 〔公 2,006〕 〔私 9,904〕

※合計は、端数処理の関係で一致しない。

(ア) 特別保護地区

特別保護地区の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表 5 : 特別保護地区変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積(ha)
1	拡張	特別地域 (地種区分 未了) 及 び普通地 域からの 振替	魚野川源 流部 (広 葉樹林 帯)	下高井郡山ノ内町内 国有林北信森林管理署 35 林班及び 45 林班の全部並 びに 31 林班、32 林班、34 林班、43 林班、44 林班、 46 林班及び 47 林班の各一 部	魚野川源流部の標高約 1,200~2,000mの範囲には、緑色 凝灰岩 (グリーンタフ) の上に日本でも有数の広大で原生 的な森林が広がっている。そのうち標高の低い部分に広が る典型的な日本海型のブナ林は林齢が 200 年を超え、当該 地域を特徴づける景観要素としてイヌワシをはじめとした 野生動物が数多く生息・生育し、本地区の景観を形付けて いる。 これらのことより、特に嚴重に景観の維持を図るべき地 区であることから、特別保護地区に指定する。	2,086 〔 国 2,086 公 0 私 0 〕
2	拡張	特別地域 (地種区分 未了) か らの振替	志賀山	下高井郡山ノ内町 大字平穩の一部	志賀高原南部の志賀山周辺には、火山活動によるカルデ ラ地形が形成され、四十八池や大沼池等の多数の池及び湿 原が点在する志賀高原を象徴する特異的な景観を有してい る。また、溶岩台地上にはオオシラビソを中心とした亜高 山帯針葉樹林が成立し、湿原の植生とともに貴重な自然環 境を保持している。 これらのことより、特に嚴重に景観の維持を図るべき地 区であることから、特別保護地区に指定する。	117 〔 国 0 公 0 私 117 〕

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積(ha)
					変更部分面積計	2,203 〔 国 2,086 公 0 私 117 〕
					変更前 特別保護地区面積	711 〔 国 0 公 0 私 711 〕
					変更後 特別保護地区面積	2,914 〔 国 2,086 公 0 私 828 〕

(イ) 第1種特別地域

第1種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表6：第1種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積(ha)
3	拡張	普通地域からの振替	鳥甲山及び遠見山	下水内郡栄村内 国有林北信森林管理署 50 林班から 55 林班までの各一部	特異な地形を持つ鳥甲山の南斜面及びカヤノ平東方の遠見山の南斜面に位置する。 鳥甲山南斜面は主にオオシラビソ等の針葉樹と崩壊地や岩場となっており、遠見山南斜面は主に典型的なブナの天然林で、双方とも林齢は 200 年を超えている。良好な風致を保持しており、特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高く、風致を極力保護することが必要な地域であることから、第1種特別地域とする。	754 〔 国 754 〕 〔 公 0 〕 〔 私 0 〕
4	拡張	普通地域からの振替	北ドブ湿原	下高井郡木島平村内 国有林北信森林管理署 59 林班の一部	カヤノ平北部に位置する高層湿原で、チシマウスバスマシレやオオバタチツボスマシレなど、多くの湿原植物が確認されている。良好な風致を保持しており、特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高く、風致を極力保護することが必要な地域であることから、第1種特別地域とする。	7 〔 国 7 〕 〔 公 0 〕 〔 私 0 〕

※合計は、端数処理の関係で一致しない。

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積(ha)
5	拡張	特別地域 (地種区分 未了)及 び普通地 域からの 振替	魚野川源流 域(針葉樹 林帯)	下高井郡山ノ内町内 国有林北信森林管理署 30 林班、33 林班、36 林班か ら 42 林班まで、48 林班及 び 49 林班の全部並びに 31 林班、32 林班、34 林 班、43 林班、44 林班、46 林班及び 47 林班の各一部 下高井郡山ノ内町 大字平穩の一部	魚野川源流域のうち、亜高山帯に属する部分に位置 し、赤石山から野反湖まで伸びる稜線付近及び岩菅山の 稜線付近の部分である。 オオシラビソ等の林齢 200 年を超える天然林が広がる ほか、岩菅山稜線付近はハイマツや志賀高原地域で唯一 高山植生が見られる。また、広大な岩場や草地が広が り、非対称稜線を形成している。良好な風致を保持して おり、特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も 高く、風致を極力保護することが必要な地域であること から、第 1 種特別地域とする。	4,986 〔 国 3,318 〕 公 0 私 1,668
6	拡張	普通地域 からの振 替	焼額山山頂	下高井郡山ノ内町 大字夜間瀬、大字平穩の 各一部	焼額山の山頂に位置する。稚児池と池塘を含む高層湿 原を形成しており、周囲にはハイマツが生育する。良好 な風致を保持しており、特別地域のうちでは風致を維持 する必要性が最も高く、風致を極力保護することが必要 な地域であることから、第 1 種特別地域とする。	16 〔 国 0 〕 公 11 私 6
7	拡張	第 2 種特 別地域、 特別地域 (地種区 分未了)及 び普通地 域から振 替	西館山西斜 面	下高井郡山ノ内町 大字平穩の一部	西館山の西側斜面に位置する。低標高域に林齢 100 年 を超える天然生ブナ林が広がるなど、良好な風致を保持 しており、特別地域のうちでは風致を維持する必要性が 最も高く、風致を極力保護することが必要な地域である ことから、第 1 種特別地域とする。	127 〔 国 0 〕 公 0 私 127

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積(ha)
8	拡張	特別地域 (地種区分未了)及び普通地域からの振替	笠ヶ岳	下高井郡山ノ内町内 国有林北信森林管理署 176 林班の全部 下高井郡山ノ内町 大字佐野、大字平穩の各一部	笠ヶ岳北斜面に位置し、オオシラビソ、シラビソ等の針葉樹が主となる天然林で、林齢が200年近い。 笠ヶ岳は笠型の特徴ある山の形をしており、北斜面はスキー場の開発がされておらず、原生的な自然環境が残されている。良好な風致を保持しており、特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高く、風致を極力保護することが必要な地域であることから、第1種特別地域とする。	339 〔 国 180 公 36 私 122 〕
変更部分面積計						6,230 〔 国 4,260 公 47 私 1,923 〕
変更前第1種特別地域面積						0 〔 国 0 公 0 私 0 〕
変更後第1種特別地域面積						6,230 〔 国 4,260 公 47 私 1,923 〕

※合計は、端数処理の関係で一致しない。

(ウ) 第2種特別地域

第2種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表7: 第2種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積(ha)
9	拡張	普通地域からの振替	毛無山北	下高井郡野沢温泉村内 国有林北信森林管理署 129 林班の一部	毛無山の北側斜面に位置する。樹齢 200 年を超えるブナ、ナラ等の落葉広葉樹林の天然林が残存している。 利用上重要な土地及びその周辺地であり、現在の風致を保護する必要があることから、第2種特別地域とする。	114 〔 国 114 公 0 私 0 〕
10	拡張	特別地域(地種区分未了)及び普通地域からの振替	志賀高原及び雑魚川流域	下高井郡山ノ内町 大字平穏、大字夜間瀬の各一部 下高井郡木島平村内 国有林北信森林管理署 54 林班から 58 林班まで及び 60 林班から 64 林班までの各一部 下水内郡栄村内 国有林北信森林管理署 50 林班から 54 林班までの各一部 下水内郡栄村 大字堺の一部	県道奥志賀公園栄線のうち、木島山東側の国立公園境界部から秋山林道との合流に至るまでの沿線、雑魚川周辺及び支流域、志賀草津線沿線から琵琶池周辺、渋峠、横手山等を含む区域である。 雑魚川流域はブナ、ナラ等の広葉樹からなる林齢 200 年前後の天然林と、雑魚川溪谷が一体となった優れた景観がみられる。県内でも有数のイワナの遊漁が可能な地域となっており、志賀高原漁業協同組合による在来イワナ個体群の保全が行われている。また、渋峠及び横手山周辺はオオシラビソを主とした亜高山帯針葉樹林となっており、笠ヶ岳を含む志賀高原一帯を展望できる。このほか、一の瀬湿原、田ノ原湿原、琵琶池等の数多くの湿原及び池沼を含み、湿原植物が生育する。 利用上重要な土地及びその周辺地であり、現在の風致を保護する必要があることから、第2種特別地域とする。	6,433 〔 国 703 公 63 私 5,668 〕

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積(ha)
11	拡張	普通地域からの振替	北ドブ湿原集水域	下高井郡木島平村内 国有林北信森林管理署 59 林班及び 152 林班の各一部	北ドブ湿原の集水域に位置する。林齢 200 年前後のブナ、ナラ等の広葉樹の天然林が広がり、北ドブ湿原の保全上重要な役割を果たしている。 利用上重要な土地及びその周辺地であり、現在の風致を保護する必要があることから、第 2 種特別地域とする。	159 〔 国 159 公 0 私 0 〕
12	拡張	普通地域からの振替	焼額山西斜面	下高井郡山ノ内町 大字平穩、大字夜間瀬の各一部	焼額山の西側斜面に位置する。 天然林が比較的保存されており、林齢 150 年前後のブナを中心とした広葉樹林が比較的広範囲で見られる。 利用上重要な土地及びその周辺地であり、現在の風致を保護する必要があることから、第 2 種特別地域とする。	674 〔 国 0 公 420 私 253 〕
13	拡張	普通地域からの振替	笠ヶ岳西	下高井郡山ノ内町 大字佐野の一部	笠ヶ岳より西側へと続く稜線から北側の斜面に位置する。林齢 150 年前後の広葉樹及び針葉樹の天然林が分布する。 利用上重要な土地及びその周辺地であり、現在の風致を保護する必要があることから、第 2 種特別地域とする。	159 〔 国 0 公 159 私 0 〕
14	削除	第 1 種特別地域への振替	西館山西斜面	下高井郡山ノ内町 大字平穩の一部	西館山の西側斜面に位置する。低標高域に林齢 100 年を超える天然生ブナ林が広がるなど、良好な風致を保持しており、特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高く、風致を極力保護することが必要な地域であることから、第 2 種特別地域から第 1 種特別地域へ変更する。	△4 〔 国 0 公 0 私 △4 〕

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積(ha)
					変更部分面積計	7,534 〔 国 975 公 642 私 5,917 〕
					変更前第2種 特別地域面積	300 〔 国 0 公 0 私 300 〕
					変更後第2種 特別地域面積	7,834 〔 国 975 公 642 私 6,217 〕

※合計は、端数処理の関係で一致しない。

(エ) 第3種特別地域

第3種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表8：第3種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積(ha)
15	拡張	普通地域からの振替	毛無山稜線、奥志賀公園栄線及び巢鷹湖	下高井郡木島平村内 国有林北信森林管理署 58 林班及び 142 林班から 145 林班の各一部 下高井郡野沢温泉村内 国有林北信森林管理署 127 林班から 130 林班までの各一部 下水内郡栄村内 国有林北信森林管理署 121 林班から 124 林班まで及び 126 林班から 127 林班までの各一部	志賀高原地域の北端に位置する、巢鷹湖周辺の野営場、奥志賀公園栄線沿線、及び毛無山から続く南側稜線に位置する。 巢鷹湖は夏季も冷涼な気候が人気で野営場としてレクリエーションの場を提供している。毛無山周辺のブナ、ナラ等の落葉広葉樹林は林齢 200 年を超える林分が多く、良好な風致を構成している。利用上重要な土地及びその周辺地で、風致に重大な影響を及ぼさない範囲で風致の維持を図る必要があることから、第3種特別地域とする。	717 〔 国 717 〕 〔 公 0 〕 〔 私 0 〕
16	拡張	普通地域からの振替	カヤノ平	下高井郡木島平村内 国有林北信森林管理署 54 林班、58 林班から 61 林班まで、152 林班及び 153 林班の各一部 下水内郡栄村内 国有林北信森林管理署 54 林班の一部	北ドブ湿原西からカヤノ平牧場一帯の範囲に位置する。 高原特有のなだらかな地形が広がり、牧場のほか野営場、遊歩道などが設置されておりレクリエーションの場を提供している。ブナ、ナラ等の落葉広葉樹林が良好な風致を構成している。利用上重要な土地及びその周辺地で、風致に重大な影響を及ぼさない範囲で風致の維持を図る必要があることから、第3種特別地域とする。	636 〔 国 636 〕 〔 公 0 〕 〔 私 0 〕

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積(ha)
17	拡張	普通地域からの振替	高標山及び焼額山	下高井郡山ノ内町 大字平穩、大字夜間瀬の各一部 下高井郡木島平村内 国有林北信森林管理署 64 林班及び 154 林班から 156 林班までの各一部 大字上木島の一部	高標山周辺及び焼額山の北、東、南斜面に位置する。 高標山周辺はブナ、ナラ等の落葉広葉樹の天然林で、林齢が 200 年近い老齢林が広がる。焼額山の斜面はスキー場の開発が進んでいるが、一部で老齢林が残存し、良好な風致を構成している。利用上重要な土地及びその周辺地で、風致に重大な影響を及ぼさない範囲で風致の維持を図る必要があることから、第 3 種特別地域とする。	2,342 〔 国 479 公 1,041 私 821 〕
18	拡張	普通地域からの振替	秋山林道	下水内郡栄村内 国有林北信森林管理署 50 林班の一部 大字塚の一部	雑魚川及び秋山林道の周辺に位置する。 ブナ、ナラ等の天然林及び人工林で構成されており、良好な風致を構成している。新緑や紅葉の時期には写真撮影の場として利用される。利用上重要な土地及びその周辺地で、風致に重大な影響を及ぼさない範囲で風致の維持を図る必要があることから、第 3 種特別地域とする。	221 〔 国 107 公 0 私 114 〕
19	拡張	普通地域からの振替	本沢	下高井郡山ノ内町 大字佐野、大字平穩の各一部	坊寺山南西の本沢周辺に位置する。 カラマツ人工林及び落葉広葉樹の天然林で構成されており、良好な風致を構成している。利用上重要な土地及びその周辺地で、風致に重大な影響を及ぼさない範囲で風致の維持を図る必要があることから、第 3 種特別地域とする。	277 〔 国 0 公 277 私 0 〕

※合計は、端数処理の関係で一致しない。

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積(ha)
					変更部分面積計	4,192 〔 国 1,939 公 1,318 私 936 〕
					変更前第3種 特別地域面積	0 〔 国 0 公 0 私 0 〕
					変更後第3種 特別地域面積	4,192 〔 国 1,939 公 1,318 私 936 〕

※合計は、端数処理の関係で一致しない。

イ 関連事項

(ア) 乗入れ規制区域及び期間

馬車若しくは動力船の使用又は航空機の離着を規制する区域を次のとおりとする。

(表 9 : 乗入れ規制区域及び期間変更表)

番号	区分	名称	区域	地種区分	変更理由	変更面積 (ha)	変更後面積 (ha)	変更前 期間	変更後 期間
1	拡張	毛無山から北ドブ湿原周辺	下高井郡木島平村内 国有林北信森林管理署 58 林班、59 林班、142 林班か ら 145 林班まで及び 152 林 班の一部 下高井郡野沢温泉村内 国有林北信森林管理署 127 林班及び 128 林班の一部 下水内郡栄村内 国有林北信森林管理署 121 林班から 124 林班まで及び 126 林班、127 林班の一部 (以上の区域のうち、道 路、広場、田畑、牧場及び 宅地を除く)	第 1 種特別地域 第 2 種特別地域 第 3 種特別地域	毛無山から八剣山にか けて緩やかな稜線が続き、 八剣山の南側には北ドブ 湿原が位置する。 指定区域の周辺はイヌ ワシの生息地であり、ま た北ドブ湿原は希少な湿 原植物が分布することか ら、こうした自然環境を 保全するため主にスノー モービルを対象として乗 入れ規制区域を指定す る。	855	855		規制期 間は 11 月 30 日から 6 月 1 日まで とす る。

(イ) 普通地域

普通地域の一部を、次のとおり変更する。

(表 10：普通地域変更表)

都道府 県名	変更後		変更前	
	区 域	面積 (ha)	区 域	面積 (ha)
長野県	下高井郡山ノ内町 大字平穩、大字佐野の各一部	839 〔 国 0 〕 〔 公 0 〕 〔 私 839 〕	下高井郡山ノ内町内 国有林北信森林管理署 30 林班から 40 林班ま で、45 林班、46 林班、48 林班の全部並びに 41 林班から 44 林班まで、47 林班、49 林班の 各一部 下高井郡山ノ内町 大字平穩、大字佐野の各一部	13,356 〔 国 4,505 〕 〔 公 1,965 〕 〔 私 6,886 〕
	下高井郡木島平村内 国有林北信森林管理署 146 林班の全部並び に 56 林班から 58 林班まで、60 林班から 64 林班まで、142 林班から 145 林班まで、150 林班から 154 林班まで及び 156 林班の各一 部	2,539 〔 国 2,539 〕 〔 公 0 〕 〔 私 0 〕	下高井郡木島平村内 国有林北信森林管理署 56 林班から 64 林班ま で、142 林班から 146 林班まで及び 152 林班 の全部並びに 54 林班、55 林班、150 林班、 151 林班及び 153 林班から 156 林班までの各 一部 下高井郡木島平村 大字上木島の一部	4,472 〔 国 4,467 〕 〔 公 5 〕 〔 私 0 〕
	下高井郡野沢温泉村内 国有林北信森林管理署 127 林班、128 林班及 び 130 林班の各一部 下高井郡野沢温泉村 大字豊郷野沢の一部	192 〔 国 150 〕 〔 公 9 〕 〔 私 33 〕	下高井郡野沢温泉村内 国有林北信森林管理署 127 林班から 130 林班 までの各一部 下高井郡野沢温泉村 大字豊郷野沢の一部	400 〔 国 358 〕 〔 公 9 〕 〔 私 33 〕

都道府 県名	変更後		変更前	
	区 域	面積 (ha)	区 域	面積 (ha)
	下水内郡栄村内 国有林北信森林管理署 52 林班から 54 林班ま で、121 林班から 124 林班まで、126 林班及 び 127 林班の各一部	246	下水内郡栄村内 国有林北信森林管理署 50 林班から 53 林班ま での全部並びに 54 林班、55 林班、121 林班か ら 124 林班まで、126 林班及び 127 林班の各一 部	1,936
	下水内郡栄村 大字堺の一部	〔 国 233 〕 公 0 私 14	下水内郡栄村 大字堺の一部	〔 国 1,772 〕 公 37 私 128
			変更部分面積計	△16,349 〔 国 △8,181 〕 公 △2,006 私 △6,161
			変更前 普通地域面積	20,165 〔 国 11,102 〕 公 2,016 私 7,047
			変更後 普通地域面積	3,816 〔 国 2,921 〕 公 9 私 885

※合計は、端数処理の関係で一致しない。

ウ 面積内訳

地域地区別土地所有別及び市町村別面積は次のとおりとなる。

(表 11：地域地区別土地所有別面積総括表)

(単位：ha、比率%)

地域区分		特別地域												普通地域 (陸域)			合計 (陸域)			海城公園 地区		
		特別保護地区			第1種			第2種			第3種											
土地所有別		国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私			
長野 県	土地所有別面積	2,086	0	828	4,260	47	1,923	975	642	6,217	1,939	1,318	936	2,921	9	885	12,181	2,016	10,789			
	地種区分別面積	2,914			6,230			7,834			4,192											
	地域地区別面積	2,914															18,256					
	地域別面積													21,170			3,816			24,986		
合 計	土地所有別面積	2,086	0	828	4,260	47	1,923	975	642	6,217	1,939	1,318	936	2,921	9	885	12,181	2,016	10,789			
	地種区 別面積 (比率)	2,914 (11.7)			6,230 (24.9)			7,834 (31.4)			4,192 (16.8)											
	地域別 区別面積 (比率)	2,914 (11.7)															18,256 (73.1)					
	地域 別面積 (比率)													21,170 (84.7)			3,816 (15.3)			24,986 (100.0)		

※合計は、端数処理の関係で一致しない。

(表 12 : 地域地区別市町村別面積総括表)

(単位 : ha)

地域地区 市町村名		現 行									変 更 後						増 減							
		特別地域						普通 地域 (陸域)	合計 (陸域) (A)	海城 公園 地区	普通 地域 (海城)	合計 (海城) (A')	特別地域					普通 地域 (陸域)	合計 (陸域) (B)	海城 公園 地区	普通 地域 (海 域)	合計 (海 域) (B')	陸域 (B-A)	海城 (B'-A')
		特 保	第 1 種	第 2 種	第 3 種	未 区 分 (注)	小 計						特 保	第 1 種	第 2 種	第 3 種	小 計							
長野県	山ノ内町	711	0	300	0	3,810	4,821	13,356	18,177				2,914	5,468	6,822	2,134	17,338	839	18,177				0	
	木島平村	0	0	0	0	0	0	4,472	4,472				0	7	529	1,396	1,933	2,539	4,472				0	
	野沢温泉村	0	0	0	0	0	0	400	400				0	0	114	94	208	192	400				0	
	栄村	0	0	0	0	0	0	1,936	1,936				0	754	369	567	1,690	246	1,936				0	
小 計		711	0	300	0	3,810	4,821	20,165	24,986				2,914	6,230	7,834	4,192	21,170	3,816	24,986				0	
合 計		711	0	300	0	3,810	4,821	20,165	24,986				2,914	6,230	7,834	4,192	21,170	3,816	24,986				0	

(注) 未区分は、地種区分未了(第1種、第2種、第3種の区分がされていない)の特別地域のこと

※合計は、端数処理の関係で一致しない。

4 事業計画の変更内容

(1) 施設計画

ア 利用施設計画

(ア) 集団施設地区

志賀高原集団施設地区を、次のとおり変更する。

(表 13：区域変更表)

番号	区分	名称	告示年月日	変更部分の区域	変更理由	変更面積(ha)	変更後面積(ha)
1	拡張	志賀高原集団施設地区	昭和 32 年 10 月 1 日	下高井郡山ノ内町 大字平穏、大字夜間瀬の 各一部	志賀高原集団施設地区は、長野県北部の志賀草津線道路（車道）及び県道奥志賀公園線沿線に位置し、おおよそ標高 1500m 以上の高原特有の地形に広がる広大な利用拠点である。土地所有は一般財団法人和合会、一般財団法人共益会及び山ノ内町となっており、大半が一般財団法人和合会所有地となっている。志賀高原ユネスコエコパークの指定区域のうち、緩衝地域としてその自然環境の保護と活用が理念として掲げられており、自然探勝を目的とした数多くの遊歩道が設定されているほか、広大なスキー場が集団施設地区内を結んでいる。また、岩菅山などへの登山拠点としても位置付けられ、各所に登山口が設定されている。 このため、本地区においては多数の湖沼と湿原に囲まれた高原性豊かな良好な風致を有するなど、魅力地点が多いことから、風致・自然環境の保全に十分留意して、スキー利用、自然探勝利用、登山利用等の拠点として園地や散策路の他、適切な情報発信施設等を計画する。	不明（※）	2547.5

本集団施設地区は広範囲に及ぶため、本地区内を通る道路については、別途計画するものとし、公園計画図上に明示するものとする。

※昭和 32 年に指定された前計画における面積が不明であるため、変更面積は不明。

(表 14 : 集団施設地区表)

番号	名称	区域	計画目標	整備計画区 及び基盤施設	整備方針	面積(ha)									
1	志賀高原	下高井郡 山ノ内町 大字平 穩、大字 夜間瀬の 各一部	志賀高原集団施設地区 は、長野県北部の国道 292 号及び県道奥志賀公園線 沿線に位置し、およそ標高 1500m 以上の高原特有の 地形に広がる広大な利用 拠点である。土地所有は一 般財団法人和合会、一般財 団法人共益会及び山ノ内 町となっており、大半が一 般財団法人和合会所有地 となっている。志賀高原ユ ネスコエコパークの指定 区域のうち、緩衝地域とし てその自然環境の保護と 活用が理念として掲げら れており、自然探勝を目的 とした数多くの遊歩道が 設定されているほか、広大 なスキー場が集団施設地 区内を結んでいる。また、 岩菅山などへの登山拠点 としても位置付けられ、各 所に登山口が設定されて いる。 このため、本地区におい ては多数の湖沼と湿原に 囲まれた高原性豊かな良 好な風致を有するなど、魅 力地点が多いことから、風 致・自然環境の保全に十分 留意して、スキー利用、自 然探勝利用、登山利用等の 拠点として園地や散策路 の他、適切な情報発信施設 等を計画する。	奥志賀・焼額整備 計画区	地区内の最北部に位置する計画区である。山ノ内町有地及び一般財団法人共益会所有地からなり、ブナの天然林などが観察できるほか、雑魚川溪谷への玄関口として今後の利用増加が想定される。地区内における春スキーの主要地点として4月以降のスキー利用が多いため、スキー場を整備するほか、ブナの天然林などの自然をじっくりと探勝するために必要な探勝路や園路を整備する。また、自然探勝やトレッキング利用を想定した利用者等の利便性を確保するため、標識や休憩所施設等を整備する。また、ペンションなどの宿泊施設を設置する。	909.5									
				一の瀬・高天ヶ原 整備計画区	地区内の北部に位置する計画区である。一般財団法人和合会所有地からなり、大規模な旅館区である一の瀬地区及び高天ヶ原地区の間に小雑魚川が流れ、在来イワナ個体群の産卵地に位置付けられていることから、排水については細心の注意を払う必要がある計画区である。大規模なスキー場を整備するほか、焼額山及び岩菅山等への登山の拠点になることから登山を想定した利用者等の利便性を確保するため、標識や休憩所施設等を整備する。	532.7									
				発哺・ブナ平整備 計画区	地区内の中央北部に位置する計画区である。一般財団法人和合会所有地からなり、東館山の中腹に位置する発哺地区とブナ平地区を1つの整備計画区として位置づける。発哺地区は蒸気泉が噴出していることから、温泉の宿舎事業を計画する。また、志賀高原内で唯一スキー場中腹に位置するブナ平地区については発哺地区とジャイアント地区との中間に位置することから、小規模なシャレー形式の宿舎事業を計画する。スキー場についてはこれまでのオリンピックコースのような上級者向けのコースから多様な利用者を想定したコースへ変更を計画する。	259.8									
				ジャイアント整備 計画区	地区内の中央北部に位置する計画区である。一般財団法人和合会所有地からなり、周囲を焼額山、西館山、志賀山が作る高原に挟まれた本集団施設地区の中で最も標高の低い箇所に位置し、多くのスキー場の終着点となっていることから、利便性の高いスキー場事業を計画する。また、横湯川の溪谷沿いの静寂を楽しむことができる温泉を利用した宿舎事業を計画する。	75.3									
				丸池・蓮池・サン バレー整備計画区	地区内の中央部に位置する計画区である。一般財団法人和合会所有地からなり、志賀草津線道路（車道）及び県道奥志賀公園線の合流点に位置し、志賀高原全体の利用拠点として位置付けられる蓮池地区を中心として、蓮池、丸池、琵琶池、一沼等の点在する湖沼が特徴的である。地区の中でもユニバーサルデザインに特に配慮した整備を行うこととし、歩く利用に限らず様々なアクティビティの拠点として整備する。	301.7									
				平床・木戸池整備 計画区	地区内の中央南部に位置する計画区である。一般財団法人和合会所有地からなり、志賀草津線道路（車道）において志賀高原から横手山へ抜ける中間に位置し、古代湖（志賀湖）の影響で形成された平坦な地形が広がる平床は本地域の中でも特に高原性の風致を形成している場所である。志賀高原内で唯一噴泉が上がり、硫黄の香り漂う地区となっている。また、本地区からの笠ヶ岳の眺望は特に象徴的であるため、笠ヶ岳の眺望を阻害するような整備は厳に規制されるべき地域である。	69.7									
				熊の湯・硯川・横 手整備計画区	地区内の最南部に位置する計画区である。一般財団法人和合会所有地からなり、志賀草津線道路（車道）沿線で最も群馬県寄りにある。志賀高原内でも最古の温泉である熊の湯から横手山にかけては、平床までの平坦な高原性の風致から草津白根山系の山岳景観に移行し、高原ドライブ道路として人気が高い。本地区は志賀高原で最も利用の多い志賀山回遊線道路（歩道）や笠ヶ岳登山の起点にあたることから登山口としての機能を十分発揮するための整備を行うとともに、高原ドライブ道路として利用の多い車道の整備を行う。	398.8									
面 積 計						<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33.33%; text-align: center;">国</td> <td style="width: 33.33%; text-align: center;">公</td> <td style="width: 33.33%; text-align: center;">私</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">465.1</td> <td style="text-align: center;">2082.4</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">2547.5</td> </tr> </table>	国	公	私	0	465.1	2082.4	2547.5		
国	公	私													
0	465.1	2082.4													
2547.5															

(イ) 単独施設

次の単独施設を追加する。

(表 15：単独施設追加表)

番号	種類	位置	整備方針	告示年月日
5	野営場	長野県下高井郡山ノ内町 (笠越)	笠越における野営場として整備する。	昭和 45 年 4 月 11 日に志賀 高原集団施設地区として計 画されたものの振り替え。
6	植物園	長野県下高井郡山ノ内町 (長池)	長池周辺における植物園として整備する。	昭和 27 年 10 月 9 日に志賀 高原集団施設地区として計 画されたものの振り替え。
7	園地	長野県下高井郡野沢温泉 村(巣鷹湖)	巣鷹湖周辺の園地として整備する。	新規
8	野営場	長野県下高井郡野沢温泉 村(巣鷹湖)	巣鷹湖周辺の野営場として整備する。	新規
9	園地	長野県下高井郡野沢温泉 村(毛無山)	毛無山北斜面における園地として整備する。	新規
10	スキー場	長野県下高井郡野沢温泉 村(毛無山)	毛無山北斜面におけるスキー場として整備する。	新規
11	野営場	長野県下高井郡木島平村 (カヤノ平)	カヤノ平周辺の野営場として整備する。	新規
12	避難小屋	長野県下高井郡山ノ内町 (岩菅山)	岩菅山における避難小屋として整備する。	新規
13	宿舎	長野県下高井郡山ノ内町 (地獄谷)	地獄谷地域の宿舎として整備する。	新規
14	園地	長野県下高井郡山ノ内町 (坊平)	坊平周辺における園地として整備する。	新規

次の単独施設を削除する。

(表 16 : 単独施設削除表)

番号※	種 類	位 置	告示年月日	理 由
	宿舎	長野県下高井郡野沢温泉村（上ノ平）	昭和 27 年 10 月 9 日	公園利用上の必要性に乏しく、今後公園事業として整備する見込みもないため。
	宿舎	長野県下高井郡山ノ内町（烏帽子岳）	昭和 27 年 10 月 9 日	公園利用上の必要性に乏しく、今後公園事業として整備する見込みもないため。
	宿舎	長野県下高井郡木島平村（カヤノ平）	昭和 27 年 10 月 9 日	利用実態を踏まえ、野営場事業に振り替える。
	宿舎	長野県下高井郡山ノ内町（岩菅山）	昭和 27 年 10 月 9 日	利用の実態を踏まえ、避難小屋事業に振り替える。
	園地	長野県下高井郡山ノ内町（発哺）	昭和 27 年 10 月 9 日	利用の実態を踏まえ、志賀高原集団施設地区に振り替える。
	園地	長野県下高井郡山ノ内町（熊ノ湯）	昭和 27 年 10 月 9 日	利用の実態を踏まえ、志賀高原集団施設地区に振り替える。
	野営場	長野県下高井郡山ノ内町（熊ノ湯）	昭和 27 年 10 月 9 日	利用の実態を踏まえ、志賀高原集団施設地区に振り替える。
	スキー場	長野県下高井郡山ノ内町（熊の湯松尾根）	昭和 33 年 8 月 9 日	利用の実態を踏まえ、志賀高原集団施設地区に振り替える。
	園地	長野県下高井郡山ノ内町（横手山 硯）	昭和 41 年 3 月 18 日	利用の実態を踏まえ、志賀高原集団施設地区に振り替える。
	スキー場	長野県下高井郡山ノ内町（横手山）	昭和 34 年 3 月 24 日	利用の実態を踏まえ、志賀高原集団施設地区に振り替える。
	宿舎	長野県下高井郡山ノ内町及び群馬県吾妻郡中之条町（横手山頂上）	昭和 39 年 12 月 17 日	利用の実態を踏まえ、志賀高原集団施設地区に振り替える。
	宿舎	長野県下高井郡山ノ内町及び群馬県吾妻郡中之条町（渋峠）	昭和 27 年 10 月 9 日	利用の実態を踏まえ、志賀高原集団施設地区に振り替える。

※既設計画番号が不明なため、単独施設の削除番号なし

(ウ) 道路

a 車道

次の車道を追加する。

(表 17：道路（車道）追加表)

番号	路線名	区間	主要経過地	整備方針	告示年月日
4	笠ヶ岳線	起点－長野県下高井郡山ノ内町（平床） 終点－長野県上高井郡高山村（笠ヶ岳峠）		平床から笠ヶ岳峠へ至る車道として整備する。	新規
5	秋山線	起点－長野県上水内郡栄村（カヤノ平三叉路） 終点－長野県上水内郡栄村（ムジナ平・国立公園境界）		奥志賀溪谷から切明へ至る車道として整備する。	新規

次の車道を次のとおり変更する。

(表 18：道路（車道）変更表)

現 行					新 規					理由
番号	路線名	区間	主要経過地	告示年月日	番号	路線名	区間	主要経過地	整備方針	
(現行：志賀高原集団施設地区の一部)					3	蓮池野沢線	起点－長野県下高井郡山ノ内町（蓮池） 終点－長野県下高井郡山ノ内町（西発喃南） 終点－長野県下高井郡山ノ内町（西発喃北） 終点－長野県下高井郡山ノ内町（奥志賀高原） 終点－長野県下高井郡木島平村（木島山北東・国立公園境界） 起点－長野県上水内郡栄村（木島山北西・国立公園境界） 終点－長野県上水内郡栄村（木島山北・国立公園境界） 起点－長野県上水内郡栄村（川クルミ沢西・国立公園境界） 終点－長野県上水内郡栄村（大次郎山南・国立公園境界） 起点－長野県上水内郡栄村（大次郎山北・国立公園境界） 終点－長野県上水内郡栄村（大次郎山北西・国立公園境界） 起点－長野県上水内郡栄村（ムジナ沢西・国立公園境界） 終点－長野県下高井郡野沢温泉村（毛無山南東・国立公園境界） 起点－長野県下高井郡野沢温泉村（毛無山東・国立公園境界） 終点－長野県下高井郡野沢温泉村（野沢温泉スキー場）	蓮池、発喃、高天ヶ原、一の瀬、野沢温泉スキー場	蓮池から西発喃、奥志賀高原、カヤノ平を経て、野沢温泉村へ至る車道として整備する。	計画変更に伴い、集団施設地区から道路（車道）に変更する。

b 歩道

次の歩道を追加する。

(表 19 : 道路 (歩道) 追加表)

番号	路線名	区間	主要経過地	整備方針	告示年月日
10	カヤノ平八剣山登山線	起点－長野県下高井郡木島平村 (カヤノ平野営場) 起点－長野県下高井郡木島平村 (カヤノ平) 終点－長野県下高井郡木島平村 (八剣山山頂)	北トブ湿原、八剣山	カヤノ平から北トブ湿原及び八剣山山頂へ至る探勝歩道として整備する。	新規
11	鳥甲山登山線	起点－長野県下水内郡栄村 (ムジナ平・国立公園境界) 終点－長野県下水内郡栄村 (鳥甲山山頂)	鳥甲山	鳥甲山山頂へ至る登山道として整備する。	新規
12	高標山登山線	起点－長野県下高井郡木島平村 (カヤノ平野営場) 終点－長野県下高井郡木島平村 (高標山山頂)	高標山	高標山山頂へ至る登山道として整備する。	新規
13	切明野反湖線	起点－長野県下水内郡栄村 (切明・国立公園境界) 終点－長野県下水内郡栄村 (渋沢ダム)		切明から野反湖へ至る登山道として整備する。	新規
14	大倉新道線	起点－長野県下高井郡山ノ内町 (西発哺) 終点－長野県下高井郡山ノ内町 (一の瀬西)		西発哺から一の瀬へ至る自然探勝路として整備する。	新規
15	赤石山登山線	起点－長野県下高井郡山ノ内町 (寺子屋峰) 終点－長野県下高井郡山ノ内町 (赤石山) 起点－長野県下高井郡山ノ内町 (大沼池) 終点－長野県下高井郡山ノ内町 (赤石山西・歩道合流点)	赤石山	寺子屋峰及び大沼池から赤石山へ至る登山道として整備する。	新規
16	法坂坊寺山線	起点－長野県下高井郡山ノ内町 (法坂) 終点－長野県下高井郡山ノ内町 (坊寺山山頂)	幕岩、坊寺山、	法坂から坊寺山山頂へ至る登山道として整備する。	新規
17	焼額山登山線	起点－長野県下高井郡山ノ内町 (一の瀬) 終点－長野県下高井郡山ノ内町 (奥志賀高原)	稚児池	一の瀬から焼額山山頂を経て奥志賀高原へ至る登山道として整備する。	新規
18	上林水無池線	起点－長野県下高井郡山ノ内町 (上林) 終点－長野県下高井郡山ノ内町 (水無池)		上林から水無池へ至る登山道として整備する。	新規
19	四十八池高沢山線	起点－長野県下高井郡山ノ内町 (四十八池分岐) 終点－群馬県吾妻郡中之条町 (高沢山)	赤石山	四十八池分岐から赤石山を経て高沢山へ至る登山道として整備する。	新規

次の歩道を削除する。

(表 20 : 道路 (歩道) 削除表)

番号※	路線名	区間	主要経過地	告示年月日	理由
	発哺上ノ平線	起点－長野県下高井郡山ノ内町 (発哺) 終点－長野県下高井郡野沢温泉村 (上ノ平)	焼額山、竜王山、高標山、カヤノ平、毛無山、上ノ平	昭和 27 年 10 月 9 日	公園利用上の必要性に乏しく、今後公園事業として整備する見込みもないため。

※既設計画番号が不明なため、削除番号なし

次の歩道を次のとおり変更する。

(表 21 : 道路 (歩道) 変更表)

現 行					新 規					理由
番号※	路線名	区間	主要経過地	告示年月日	番号	路線名	区間	主要経過地	整備方針	
	切明発喃線	起点—長野県下水内郡栄村 (切明中津川) 終点—長野県下高井郡山ノ内町 (発喃)	岩菅山、烏帽子岳	昭和 27 年 10 月 9 日	5	岩菅山登山線	起点—長野県下高井郡山ノ内町 (一の瀬) 起点—長野県下高井郡山ノ内町 (聖平) 終点—長野県下高井郡山ノ内町 (岩菅山ノッキリ)		一の瀬旅館街及び聖平から岩菅山ノッキリに至る登山道として整備する。	利用の実態を踏まえ、起終点を整理する。
	岩菅山道路	起点—長野県下高井郡山ノ内町 (志賀高原東館山) 終点—長野県下高井郡山ノ内町 (岩菅山)		昭和 36 年 10 月 24 日	6	東館山切明縦走線	起点—長野県下高井郡山ノ内町 (東館山山頂) 終点—長野県下水内郡栄村 (切明・国立公園境界)	岩菅山、烏帽子岳	東館山から岩菅山を経て切明に至る縦走線として整備する。	利用の実態を踏まえ、起終点を整理する。
(現行：志賀高原集団施設地区の一部)					7	自然探勝路線	起点—長野県下高井郡山ノ内町 (蓮池) 終点—長野県下高井郡山ノ内町 (硯川)	蓮池、池の平、下の小池、長池、上の小池、三角池、田ノ原湿原、木戸池、平床	蓮池から硯川に至る自然探勝路として整備する。	計画変更に伴い、集団施設地区から道路 (歩道) に変更する。
	志賀山回遊線	起点—長野県下高井郡山ノ内町 (熊ノ湯) 起点—長野県下高井郡山ノ内町 (清水)	大沼池、四十八池、渋池	昭和 27 年 10 月 9 日	8	志賀山回遊線	起点—長野県下高井郡山ノ内町 (木戸池南) 起点—長野県下高井郡山ノ内町 (硯川) 終点—長野県下高井郡山ノ内町 (大沼林道口) 起点—長野県下高井郡山ノ内町 (清水駐車場) 終点—長野県下高井郡山ノ内町 (信大教育園)	大沼池、四十八池、渋池	木戸池南及び硯川から渋池、四十八池及び大沼池を経て大沼林道口に至る区間並びに清水駐車場から信大教育園に至る区間を自然探勝路として整備する。	利用の実態を踏まえ、区間を追加する。
	志賀山縦走線	起点—長野県下高井郡山ノ内町 (四十八池) 終点—長野県下高井郡山ノ内町 (清水口)	志賀山	昭和 27 年 10 月 9 日	9	志賀山縦走線	起点—長野県下高井郡山ノ内町 (四十八池) 起点—長野県下高井郡山ノ内町 (鉢山西) 終点—長野県下高井郡山ノ内町 (清水口)	志賀山、裏志賀山	四十八池及び鉢山西から志賀山を経て清水口に至る登山道として整備する。	利用の実態を踏まえ、起点を追加する。

※既設計画番号が不明なため、現行の番号なし

(エ) 運輸施設

次の運輸施設を追加する。

(表 22：運輸施設追加表)

番号	路線名	種類	位置又は区間	主要 経過地	整備方針	告示年月日
5	一の瀬	索道運送施設	起点－長野県下高井郡山ノ内町（一の瀬） 終点－長野県下高井郡山ノ内町（東館山）		一の瀬から東館山へ至る索道運送施設として整備する。	新規
6	奥志賀高原	索道運送施設	起点－長野県下高井郡山ノ内町（奥志賀高原） 終点－長野県下高井郡山ノ内町（焼額山）		奥志賀高原から焼額山へ至る索道運送施設として整備する。	新規
7	焼額山	索道運送施設	起点－長野県下高井郡山ノ内町（焼額） 終点－長野県下高井郡山ノ内町（焼額山山頂）		焼額地域から焼額山山頂へ至る索道運送施設として整備する。	新規
8	熊の湯	索道運送施設	起点－長野県下高井郡山ノ内町（熊の湯） 終点－長野県下高井郡山ノ内町（松尾根）		熊の湯から松尾根へ至る索道運送施設として整備する。	新規
9	上ノ平毛無山	索道運送施設	起点－長野県下高井郡野沢温泉村（上ノ平） 終点－長野県下高井郡野沢温泉村（毛無山山頂）		上ノ平から毛無山山頂へ至る索道運送施設として整備する。	新規

次の運輸施設を次のとおり変更する。

(表 23：運輸施設変更表)

現 行					新 規					理由
番号	路線名	区間	主要 経過地	告示 年月日	番号	路線名	区間	主要 経過地	整備 方針	
(現行：志賀高原集団施設地区の一部)					3	高天ヶ原	起点－長野県下高井郡山ノ内町（高天ヶ原） 終点－長野県下高井郡山ノ内町（東館山）		高天ヶ原から東館山へ至る索道運送施設として整備する。	計画変更に伴い、集団施設地区から索道運送施設に変更する。
					4	発咄東館山	起点－長野県下高井郡山ノ内町（発咄） 終点－長野県下高井郡山ノ内町（東館山山頂）		発咄から東館山へ至る索道運送施設として整備する。	

5 参考事項の変更内容

(1) 過去の経緯

公園区域の指定等の過去の経緯を次のとおり変更する。

変更後	変更前
<p>(1) 過去の経緯</p> <p>ア 公園区域（上信越高原国立公園）</p> <p>昭和 24 年 9 月 7 日 上信越高原国立公園の区域の指定 （厚生省告示第 183 号）</p> <p>昭和 31 年 7 月 10 日 妙高・戸隠地域編入に伴う拡張 （厚生省告示第 177 号）</p> <p>平成 27 年 3 月 27 日 谷川地域の区域の変更（再検討） 妙高・戸隠地域の分離・独立に伴う縮小 （環境省告示第 34 号）</p> <p>イ 保護規制計画（志賀高原地域に限る）</p> <p>昭和 27 年 10 月 28 日 特別地域の指定</p> <p>昭和 38 年 10 月 10 日 特別地域の指定</p> <p>昭和 44 年 1 月 10 日 特別保護地区の指定（志賀山）</p> <p>昭和 45 年 4 月 11 日 特別地域の指定</p> <p>昭和 46 年 11 月 17 日 汚水又は排水の排出規制区域の指定（大沼池）</p>	<p>ア 公園区域</p> <p>昭和 24 年 9 月 7 日 上信越高原国立公園の区域の指定 （厚生省告示第 183 号）</p> <p>イ 保護規制計画</p> <p>昭和 27 年 10 月 28 日 特別地域の指定</p>

変更後	変更前
<p>ウ 利用計画（志賀高原地域に限る）</p> <p>昭和 27 年 10 月 9 日 集団施設地区の追加 利用計画の決定（追加：苑地 3、宿舎 7、野 営場 3、車道 3、歩道 6）</p> <p>昭和 31 年 12 月 17 日 利用計画の決定（追加：スキー場 1）</p> <p>昭和 32 年 3 月 29 日 利用計画の決定（追加：宿泊（山小屋） 1）</p> <p>昭和 32 年 10 月 1 日 集団施設地区の変更（区域指定）</p> <p>昭和 33 年 8 月 9 日 利用計画の決定（追加：スキー場 1）</p> <p>昭和 34 年 3 月 24 日 利用計画の決定（追加：スキー場 1）</p> <p>昭和 34 年 5 月 29 日 利用計画の決定（追加：宿舎 1）</p> <p>昭和 35 年 5 月 17 日 利用計画の決定（追加：索道 3） 集団施設地区の変更（区域の追加）</p> <p>昭和 36 年 6 月 8 日 集団施設地区の変更（計画の変更）</p> <p>昭和 36 年 10 月 24 日 利用計画の決定（追加：歩道 1）</p> <p>昭和 38 年 10 月 10 日 集団施設地区の変更（区域変更）</p> <p>昭和 39 年 6 月 13 日 利用計画の決定（追加：園地）</p> <p>昭和 39 年 12 月 17 日 利用計画の決定（変更：宿舎（山小屋）→宿舎）</p> <p>昭和 40 年 8 月 30 日 利用計画の決定（追加：索道 1、歩道 1）</p> <p>昭和 41 年 3 月 18 日 利用計画の決定（追加：園地 1）</p> <p>昭和 41 年 12 月 14 日 利用計画の決定（追加：宿舎 1）</p> <p>昭和 45 年 4 月 11 日 集団施設地区の変更（区域及び計画の変更）</p> <p>昭和 46 年 5 月 22 日 利用計画の決定（追加：園地 1）</p> <p>昭和 46 年 11 月 9 日 利用計画の決定（追加：歩道 1）</p> <p>昭和 48 年 2 月 2 日 利用計画の決定（追加：歩道 1）</p> <p>平成 19 年 3 月 30 日 利用計画の決定（変更：車道 1）</p>	<p>ウ 利用計画</p> <p>昭和 27 年 10 月 9 日 集団施設地区の追加 利用計画の決定（追加：苑地 3、宿舎 7、野 営場 3、車道 3、歩道 6）</p>